

第 3 次
南 九 州 市

地球温暖化防止
実 行 計 画



みな、みりよく！

南九州市

第 1 次実行計画 平成 22 年度～平成 26 年度

第 2 次実行計画 平成 27 年度～令和元年度

第 3 次実行計画 令和 2 年度～令和 12 年度

(改定日：令和 5 年 3 月 3 日)

(改定日：令和 6 年 10 月 28 日)

令和 2 年 3 月
南九州市
南薩地区衛生管理組合

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 実施期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 対象となる温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

第2章 これまでの計画（第2次実行計画）における目標達成状況

- 1 温室効果ガスの総排出量・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 活動項目別温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 地球温暖化係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
- 3 温室効果ガス総排出量・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 本市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 第三次実行計画の目標設定

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 区分別の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第5章 目標達成に向けて実行すべき取組

- 1 取組の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～16

第6章 計画の推進と点検・評価体制

- 1 推進・点検・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

参考資料

- 地球温暖化防止実行計画対象施設一覧・・・・・・・・・・ 18～22
- 南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱・・・・・・・・ 23～24
- 地球温暖化係数、各活動の排出係数一覧表・・・・・・・・・・ 25

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、地球温暖化に代表される地球規模の問題まで、その影響が多様化、深刻化しています。その原因は、地球の有限性を無視した大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動です。そのため私たちは、地球の有限性を認識し、ライフスタイルを見直し、後世に住みよい環境を受け継がなくてはなりません。

特に地球温暖化の問題は、深刻な状況になっております。現在、地球の平均気温は上昇傾向にあり、これに伴い海水面の上昇や、気候変動が観測され、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されています。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）の規定に基づき、2010（平成22）年4月に「第1次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第1次実行計画」という。）を策定しました。

また、2015（平成27）年には第1次実行計画の成果と課題をふまえた「第2次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）を策定しました。その取組内容としては、市が所有する公共施設における節電・省エネルギーや公用車の適切な使用など多岐にわたる取り組みをしたことで、第2次実行計画の基準年度である2013（平成25）年度と比較し、2018（平成30）年度末時点で1,196,369kg-CO₂、21.61%の温室効果ガス排出の削減となっており、事業者としての市が排出する温室効果ガス抑制は着実に進められたと言えます。

このような中、2012（平成24）年11月、国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）において、京都議定書の第二約束期間として、2013年から2020（令和2）年の8年間で設定されましたが、日本はこれには参加せず、当面、「2020年に1990（平成2）年比25%削減目標」に基づき、自主的排出削減努力を継続することとしました。しかしながら、2011（平成23）年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故発生の影響で国内の全ての原子力発電所を運転停止したことなどから、削減目標をゼロベースで見直し、2020年度の削減目標を2005（平成17）年度比で3.8%減とするとともに、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしました。

2015（平成27）年7月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

2019（令和元）年12月、第25回締約国会議（COP25）においては、スウェーデンの16歳少女グレタ・トゥンベリさんが関連イベントで、各国に対して温暖化対策を前倒しするよう呼びかけたり、日本の石炭火力発電所に対するスタンスにNGOの気候行動ネットワークが「化石賞」を贈るなど話題になりましたが、パリ協定の実施ルール作りの合意を断念し、次回会合に先送りする結果となりました。

2019年度で本市の第2次実行計画の実施期間が終了を迎えることから、社会状況の変化や市の上位行政計画や第2次実行計画における成果と課題を踏まえ、市としての地球温暖化対策の取り組みを充実するため、新たに「第3次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第3次実行計画」という。）を策定しました。

本市としては、地域における一事業者・一消費者として、また一人間として、後世に負

の遺産を残さないため、環境への負荷の少ない物品の購入・使用、ごみの減量・リサイクル等について、また、法律第8条に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画に併せ、自ら率先して実行する計画を盛り込み、全庁挙げて積極的に展開していくこととしました。

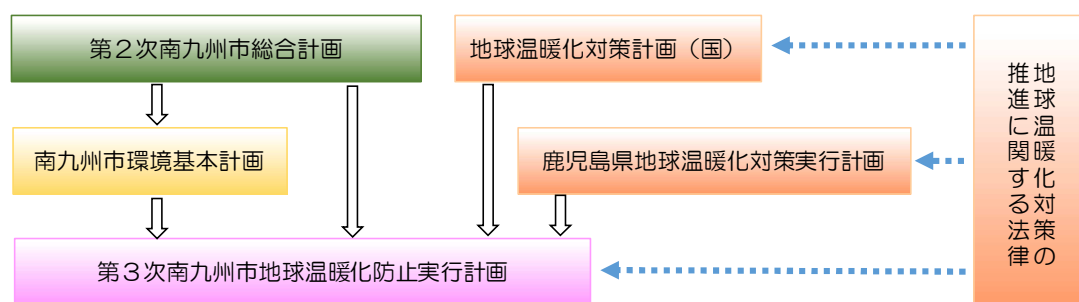
2 計画の位置付け

本計画は、法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画です。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

本市行政計画上の位置付けは、本市の最上位計画である第2次南九州市総合計画、本市の環境施策に関する最上位計画である南九州市環境基本計画の下位計画となります。



【参考】

新たな地球温暖化対策の枠組みパリ協定の概要

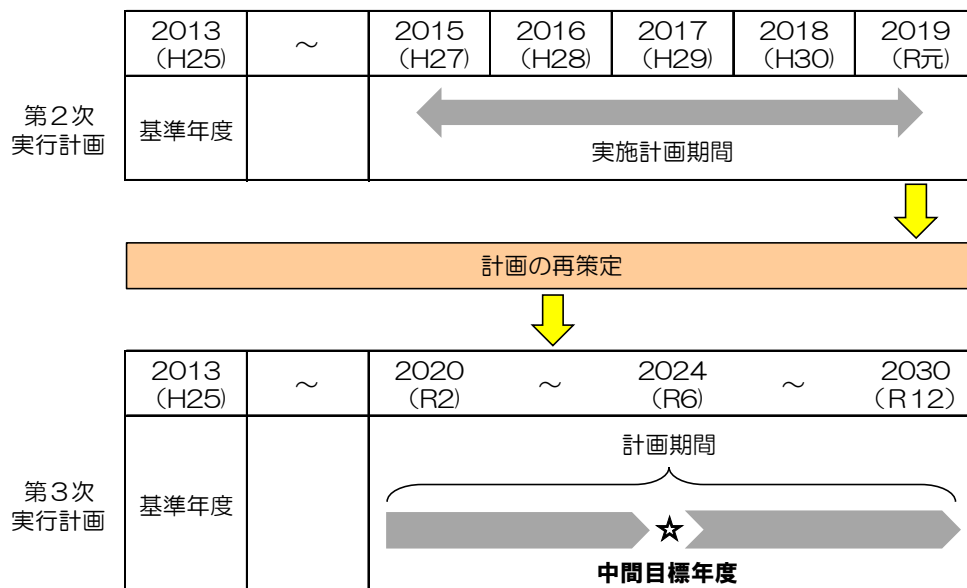
- 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃を努力目標とすることへの言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること。
- JCM（二国間クレジット制度）を含む市場メカニズムの活用が位置付けられたこと森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性が位置付けられたこと
- 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いることとした

3 実施期間及び基準年度

国の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）では、基準年度を 2013（平成 25）年度，中期目標年度を 2030（令和 12）年度に設定しており，本計画は地球温暖化対策計画に則して策定することが義務付けられています。

上記を踏まえ，本計画は，2013 年度を基準年度とし，計画期間は 2020（令和 2）年度から 2030（令和 12）年度の 11 年間とします。

なお，策定から 5 カ年を経過する 2024（令和 6）年度を中間目標年度とし，実績や措置の状況等の実態把握および評価を行い，目標の達成状況を踏まえ，計画の見直しを行います。



4 対象とする範囲

本計画は，市が実施する事務事業（施設）のすべてを対象とします。第2次実行計画までは，指定管理者制度等により管理されている施設については対象外としていましたが，第3次実行計画ではこれを見直し対象範囲とします。詳細の対象施設は参考資料を参照とします。

なお，公営住宅等の個人の生活に伴う部分は対象外とします。

5 対象となる温室効果ガス

法律の対象となる温室効果ガスは，二酸化炭素（CO₂），メタン（CH₄），一酸化二窒素（N₂O），ハイドロフルオロカーボン（HFC），パーフルオロカーボン（PFC），六フッ化硫黄（SF₆），三フッ化窒素（NF₃）の7物質です。

ただし，ハイドロフルオロカーボン（HFC），パーフルオロカーボン（PFC），六フッ化硫黄（SF₆），三フッ化窒素（NF₃）の4物質については，排出量の把握が困難であるため，本市の温室効果ガス排出量の算定対象は，二酸化炭素（CO₂），メタン（CH₄），一酸化二窒素（N₂O）とします。

物質名		特 徴	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	CO ₂	人為的に排出される温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度の60%以上を占め、最も代表的な温室効果ガス	石油、石炭などの化石燃料の燃焼化石燃料により得られた電気等の消費	○
メタン	CH ₄	CO ₂ に次いで地球温暖化への寄与度の高い温室効果ガス	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜、水田、下水処理等	○
一酸化二窒素	N ₂ O	主に化石燃料の燃焼により生じる	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	○
ハイドロフルオロカーボン	HFC	自然界には存在しない人工物質	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒またはスプレー製品の噴射等に使用	×
パーフルオロカーボン	PFC	自然界には存在しない人工物質	半導体のエッチング等に使用	×
六フッ化硫黄	SF ₆	温室効果が極めて大きい	変圧器の電気絶縁ガスに使用	×
三フッ化窒素	NF ₃	温室効果が高く、近年、使用は増加傾向にある。	半導体のエッチングやCVD装置のクリーニング等に使用	×

第2章 これまでの計画（第2次実行計画）における目標達成状況

温室効果ガス排出量 平成30年度 21.61%減（平成25年度比）

第2次実行計画では、公共施設及び公用車における電気・ガソリン・灯油・軽油・重油・液化石油ガス・液化天然ガスのエネルギー消費量を調査・把握し、平成25年度を基準として令和元年度までに4.4%削減することを目標に各種取り組んできました。

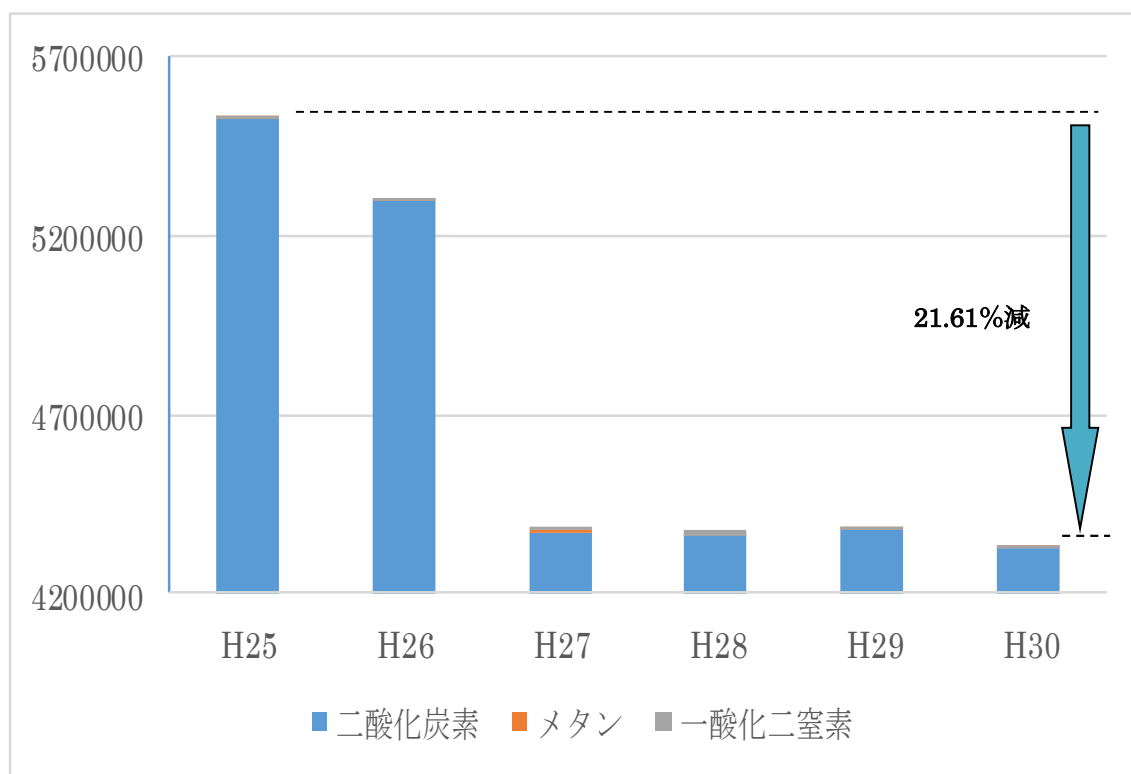
平成30年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で21.61%の減であり、順調に削減できている状況にあります。

1 温室効果ガスの総排出量

本市の温室効果ガス排出量の目標達成状況は次のとおりです。

(kg-CO2)

項目	H25(基準)	H26	H27	H28	H29	H30
温室効果ガス総排出量	5,535,427	5,307,749	4,383,801	4,373,678	4,384,144	4,339,058
二酸化炭素	5,525,320	5,297,314	4,372,876	4,362,428	4,373,272	4,328,140
メタン	352	363	375	392	369	372
一酸化二窒素	9,755	10,072	10,550	10,858	10,503	10,546
削減率(%) H25年度比		△4.11	△20.8	△21	△20.8	△21.61



2 活動項目別温室効果ガス排出量

平成 30 年度の温室効果ガス排出量を活動項目別で基準年度と比較すると、二酸化炭素において、電気、灯油、液化ガスについて削減することができ、全体で 21.61%の削減となっています。

二酸化炭素（CO₂）の排出量

(kg-CO₂)

項目		H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)
電気使用		3,991,263.45	3,405,148.82	△14.7
燃料使用	ガソリン	224,730.43	237,344.25	5.6
	灯油	612,898.83	74,038.79	△87.9
	軽油	171,486.65	162,571.02	△5.2
	重油	174,166.93	167,038.98	△4.1
	液化石油ガス	350,774.40	281,988.20	△19.6
	液化天然ガス	0	0	—
合 計		5,525,320.69	4,328,140.07	△21.67

メタン（CH₄）の排出量

(kg-CO₂)

項目	H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)
ガソリン	281.76	312.61	10.95
軽油	70.02	59.04	△15.68
合計	351.78	371.65	5.65

一酸化二窒素（N₂O）の排出量

(kg-CO₂)

項目	H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)
ガソリン	8,700.91	9,662.24	11.05
軽油	1,053.82	883.56	△16.16
合計	9,754.73	10,545.80	8.11

温室効果ガス総排出量

区分	H25 年度	H30 年度	削減率 (%)
二酸化炭素	5,525,320.69	4,328,140.07	△21.67
メタン	351.78	371.65	5.65
一酸化二窒素	9,754.73	10,545.80	8.11
合計	5,535,427.20	4,339,057.52	△21.61

※項目ごとに四捨五入しており、計が一致しない箇所があります。

第3章 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの算定期間は、平成30年4月から平成31年3月までとし、本市の事務・事業から生じた排出量を対象とします。

1 地球温暖化係数

各温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の温室効果の度合いは、様々あることから、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの地球温暖化係数（GWP）をそれぞれの排出量に乗ずることにより総排出量として一つの数値を合算して示します。

各温室効果ガスの地球温暖化係数

ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料（ガソリン、灯油、軽油等の燃焼） ・電気、ガス等の使用	1
メタン (CH ₄)	・水田、家畜の反すう、家畜の糞尿処理 ・廃棄物の焼却、埋立、排水処理 ・燃料の燃焼	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・麻酔剤（臭気ガス）の使用 ・肥料の使用、家畜の糞尿処理 ・燃料の燃焼、廃棄物の焼却、排水処理	310

※地球温暖化係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

2 温室効果ガスの排出状況

排出された温室効果ガスを活動内容で見ると、電気の使用に伴う排出が大部分を占めており、次いでガソリンや液化石油ガス（LPG）などの使用が占めています。

二酸化炭素（CO₂）の排出量

項目（単位）		①使用量	②排出係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②	割合（%）
電気使用量(kWh)		9,104,676.00	0.374	3,405,148.82	78.7
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	102,215.44	2.322	237,344.25	5.5
	灯油 (ℓ)	29,746.40	2.489	74,038.79	1.7
	軽油 (ℓ)	62,073.70	2.619	162,571.02	3.8
	A重油 (ℓ)	61,638.00	2.710	167,038.98	3.9
	液化石油ガス (kg)	93,999.40	3.000	281,998.20	6.5
	液化天然ガス (kg)	0.00	2.698	0	0.0
合計				4,328,140.06	100.0

メタン (CH₄) の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	普通・小型乗用車	208,325.00	0.000010	21	43.75	11.8
	軽乗用車	104,929.00	0.000010	21	22.04	5.9
	普通貨物車	19,192.00	0.000035	21	14.11	3.8
	小型貨物車	23,103.00	0.000015	21	7.28	2.0
	軽貨物車	975,886.00	0.000011	21	225.43	60.6
軽油	乗用車	0.00	0.000002	21	0.00	0.0
	普通貨物車	170,272.00	0.000015	21	53.64	14.4
	小型貨物車	5,304.00	0.000008	21	0.89	0.2
	特殊用途車	16,746.30	0.000013	21	4.57	1.2
	バス	0.00	0.000017	21	0.00	0.0
合計		1,523,757.30			371.71	100.0

一酸化二窒素 (N₂O) の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	普通・小型乗用車	208,325.00	0.000029	310	1,872.84	17.8
	軽乗用車	104,929.00	0.000022	310	715.62	6.8
	普通貨物車	19,192.00	0.000039	310	232.03	2.2
	小型貨物車	23,103.00	0.000026	310	186.21	1.8
	軽貨物車	975,886.00	0.000022	310	6,655.54	63.1
軽油	乗用車	0.00	0.000007	310	0.00	0.0
	普通貨物車	170,272.00	0.000014	310	738.98	7.0
	小型貨物車	5,304.00	0.000009	310	14.80	0.4
	特殊用途車	16,746.30	0.000025	310	129.78	1.2
	バス	0.00	0.000025	310	0.00	0.0
合計		1,523,757.30			10,545.80	100.0

※排出係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成22年3月3日一部改正）

3 温室効果ガス総排出量

南九州市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量は、約 4,339,058 kg-CO₂ であり、そのほとんどが二酸化炭素で占められています。

温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	4,328,140.06	99.749
メタン (CH ₄)	371.71	0.009
一酸化二窒素 (N ₂ O)	10,545.80	0.243
計	4,339,057.57	100.000

4 本市の現況

南九州市は、これまでも休憩時間の消灯，公用車の相乗り使用，市内の交通手段として地域バスの利用，使用済みコピー用紙を裏紙として再利用するなど省エネ・リサイクルを行っています。

当初は，一部の職員から始まった省エネ・リサイクルでしたが，年度を重ねるごとに職員全体の意識へと変化し，今では全職員で取り組んでいます。

温室効果ガスを削減するためには，全ての職員が環境に対する意識を持ち，自身の職務を遂行することが重要です。また，電力消費が多い夏季・冬季については，市民サービスの質を維持しつつ，より省エネルギーを推進する必要があります。

日常業務において，職員一人ひとりが，その職責や立場に応じて取り組むべき省エネルギーの行動を今後の行動基準として実行計画に明示することとします。

第4章 第3次実行計画の目標設定

1 計画の目的

市自らが事業者・消費者として、職員全体の参加で地域温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制を図ります。

さらに、市民・事業者の自主的・積極的な取組を促すことにより、市全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

2 計画の期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間とします。

※基準年：2013（平成25）年度

3 削減目標

国は、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に基準年度の2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくとしております。

そのため、本市の温室効果ガス総排出量に関する目標についても国と同様に、2030年度までに基準年度となる2013年度より、46%削減することを目指します。

なお第2次実行計画までは、温室効果ガス総排出量を把握する際、第1次実行計画で使用した排出係数を用いて算出していましたが、第3次実行計画から最新の排出係数を使用することとします。また、基準年度となる2013年度の温室効果ガス総排出量についても、その年度の排出係数を用いて再計算してあります。

温室効果ガス削減目標

基準年度：2013（平成25）年度

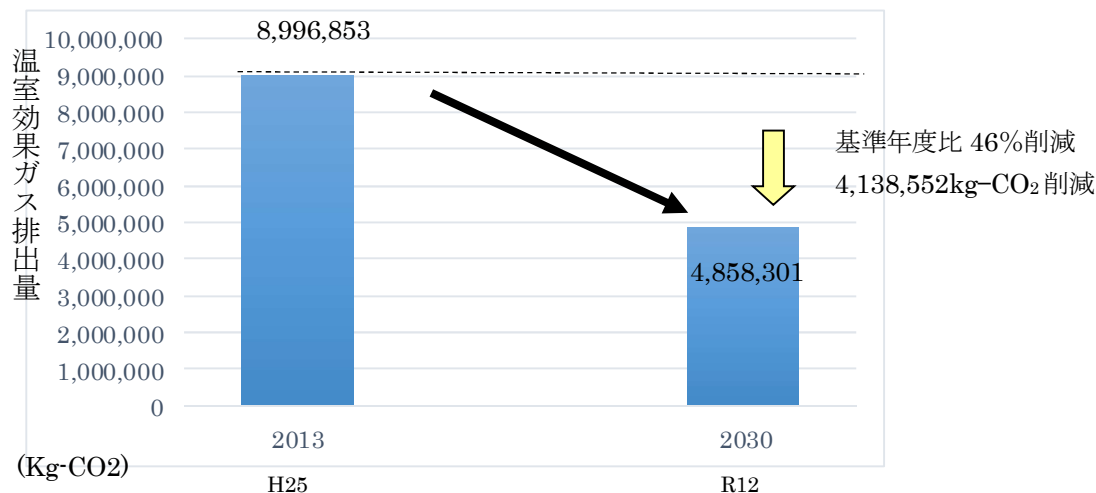
計画年度：2020（令和2）年度～2030（令和12）年度

削減目標：46%

目標年度削減排出量：8,996,853kg-CO₂ × 46% ÷ 4,138,552kg-CO₂

※目標年度削減排出量については、排出係数の見直しと指定管理等で除いていた施設分を加え再計算したことで、第2次実行計画実績値と異なります。

■温室効果ガス排出量の推移と削減目標



4 区分別の削減目標

■温室効果ガス種類別の排出目標値（単位：kg-CO₂）

ガスの種類	平成25年度 (基準年度) ①	令和12年度 (目標年度) ②	比較 ②/①×100	削減率
二酸化炭素	8,987,057	4,848,505	53.95%	46.05%
メタン	419	419	100.00%	0.00%
一酸化二窒素	9,377	9,377	100.00%	0.00%
合 計	8,996,853	4,858,301	54.00%	46.00%

※メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減することが難しいため、基準年度を維持していくことを目標とする。

◎2030(令和12)年度目標の温室効果ガスの排出量(4,858,301 kg-CO₂)

を達成するため、下記の削減量が必要となります。

(全ての項目を 46.05%削減と仮定した場合)

■第3次実行計画期間における活動項目別温室効果ガス排出量

活動項目	2013(平成25)年度		削減 目標率	2030(令和12)年度	
	使用量	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)		使用量 削減目標	温室効果ガス 排出量 削減目標 (kg-CO ₂)
ガソリン(L)	97,930.73	227,199	▲ 46.05%	45,097	104,626
灯油(L)	246,418.00	613,581	▲ 46.05%	113,476	282,555
軽油(L)	65,477.91	168,933	▲ 46.05%	30,153	77,794
A重油(L)	205,618.24	557,225	▲ 46.05%	94,687	256,603
液化石油ガス(kg)	125,088.40	375,265	▲ 46.05%	57,603	172,810
電気(kWh)	11,511,197	7,044,853	▲ 46.05%	5,300,922	3,244,164
自動車の走行(km)	1,400,076.60	9,796	0.00%	0	0
合計		8,996,853			4,138,552

※メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減することが難しいため、基準年度を維持していくことを目標とする。

第5章 目標達成に向けて実行すべき取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出削減及びその他の環境問題の改善に寄与し、かつ事務・事業活動と身近に関わる個別の事項について、次の通り「取組方針」を定め、この方針に基づいて具体的取組を実施していきます。

なお、保健センター、図書館、消防車両、文化会館等住民サービスを主体としている機関については、住民サービスの質に影響を与えない範囲内で取組むものとします。

取 組 方 針		目 的
1	施設におけるエネルギーの有効利用	エネルギー使用量の抑制（省エネ）や新エネルギー利用の推進等により、温室効果ガス排出量の削減を図り、併せて、資源の有効利用等に寄与します。
2	自動車におけるエネルギーの有効利用	公用車の適正使用や自家用車（通勤時）の使用抑制、環境への負荷が少ない自動車の導入等により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
3	水の有効利用と健全な水環境の形成	日常的な節水行動、節水設備の設置等により、水を有効に利用します。
4	事務用品等の購入・使用における環境配慮	環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより、資源の有効利用等を図ります。
5	廃棄物の減量化・リサイクルの推進	ごみの発生抑止、リユース・リサイクル、適正処理を推進することにより、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。
6	公共工事に伴う環境負荷の低減	建設機械の有効的な利用、省エネ型建設機械の導入等により、温室効果ガス排出量の削減、及び公害の抑制を図ります。 騒音、振動対策、廃水適正処理、ばい塵飛散防止を推進することにより、公害の抑制や外部への環境負荷排出削減を図ります。 建設廃材の再資源化と適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進等により、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。
7	環境に関する法令等の遵守	環境に係る法令、協定等を遵守することにより、各種環境負荷の低減を図ります。

2 個別目標

- ① 電気使用量の削減
- ② 燃料使用量の削減
- ③ 水道使用量の削減
- ④ ごみの減量, リサイクルの推進
- ⑤ 紙使用量の削減, 再生紙の使用推進
- ⑥ グリーン購入の推進
- ⑦ 公共事業における環境負荷の軽減

3 具体的な取組内容

取組の方針及び個別目標に基づき、具体的な取組内容を次のとおり定めます。

① 電気使用量の削減

	取 組 内 容
照 明	(ア) 不要時、不要場所の消灯を徹底します。(プルスイッチの導入) (イ) スイッチ付近に節電を呼びかける貼紙をします。 (ウ) 昼休み時間は、昼窓業務の一部を除き、原則照明を消灯します。 (エ) インバーター式蛍光灯、LED 蛍光灯など、省エネルギー型の照明機器を導入します。 (オ) 不要な照明の間引きを行います。 (カ) 事務の効率化を推進し、時間外勤務の削減に努めます。 (キ) 退出、退庁時には、消灯の確認を行います。 (ク) 会議等は、内容の効率化を図り、時間短縮に努めます。 (ケ) 支障のない範囲内での廊下、ロビー、駐車場等の減灯と点灯時間の短縮に努めます。 (コ) 採光のため、窓の前にはなるべく物を置かないよう努めます。
冷 暖 房	(ア) 冷房と扇風機の併用について検討します。 (イ) 冷暖房の適正温度（室内温度）を、冷房 28℃、暖房 20℃とします。 (ウ) 緑のカーテン、ブラインド等を利用し、日射を防止し、冷房効率の向上に努めます。 (エ) 夏季のクールビズ（軽装）、冬季のウォームビズ(重ね着)を励行し、個々の冷暖房器具の使用を抑えます。(冬季暖房使用の時間制限) (オ) 空調機器の定期的な整備、点検及び適正な運転管理に努めます。

	取 組 内 容
パソコン	(ア) 昼休み時間等，長時間使用しないときには，パソコンの電源を切ります。 (イ) パソコンを 15 分使用しないときは，ディスプレイが節電モードになるよう設定します。
その他	(ア) 昼休みで使用しないコピー機等は，電源を OFF にするか，省電力モードを励行します。 (イ) 電気ポット，冷蔵庫，テレビ等の電気製品は，必要性を精査し，効率的な使用を図ります。 (ウ) 時間外勤務や休日出勤の削減（ノー残業デーの設定）に努めます。 (エ) 新たな施設を建設する場合及び改築等を行う場合は，新エネルギー（太陽光発電などの自然エネルギー）の利用，導入に努めます。

② 燃料使用量の削減

	取 組 内 容
ガソリン・軽油	(公用車) (ア) やさしい車の発進を心がけます。 (イ) 急加速・急停止のない運転を心がけます。 (ウ) エンジンブレーキを有効利用します。 (エ) 車内のエアコンによる冷やしすぎや暖めすぎに気を付けます。 (オ) タイヤの空気圧を適正に保つなど，確実な点検，整備を実施します。 (カ) 不要な荷物は，積まないようにします。 (キ) 駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 (ク) 相乗り出張など，計画的に公用車を利用します。 (ケ) 徒歩や自転車，公共交通機関の利用を促進し，公用車の使用を抑制します。 (コ) 公用車の更新時には，使用実態を踏まえ，必要最小限の大きさの車を選択すると共に，低燃費車又は低公害車を導入します。(特殊車両等を除く) (その他) (ア) ノーマイカーデーを推進します。(ひまわりバス利用の促進) (イ) 積極的に web 会議の利用に努めます。
ガス	(ア) ガスコンロや湯沸かし器は，沸かしすぎの防止に努め，長時間使用しないときは，ガス湯沸かし器の種火を消すようにします。

③ 水道使用量の削減

	取 組 内 容
使用の抑制	(ア) 水道蛇口付近に、節水を呼びかける貼紙をします。 (イ) 歯磨きはコップを使用します。 (ウ) 給湯室や洗面所等において、水を流しっぱなしにしないようにします。 (エ) 食器類は、まとめて洗ったり、ため置き洗いをします。 (オ) 石鹸や洗剤は、使いすぎないようにします。 (カ) 芝生や植木等への散水は、計画的・効率的に行います。 (キ) トイレの二度流しはしません。 (ク) 車の洗車時は、バケツを使用するなど節水に努めます。

④ ごみの減量，リサイクルの推進

	取 組 内 容
廃棄物の減量化	(ア) ごみの分別を徹底し、指定場所に排出します。 (イ) シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄の場合のみ使用します。 (ウ) 不用紙を排出する際は、ホッチキスを外し、紙ひもの使用を励行します。 (エ) 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、詰め替え可能な製品や簡易包装を選択します。 (オ) 備品等の長期使用、再使用を図ります。

⑤ 紙使用量の削減，再生紙の使用推進

	取 組 内 容
使用の抑制	(ア) 両面コピーや縮小コピーを活用するなど、コピー用紙の使用量を削減します。(ミスコピーの防止) (イ) ミスコピーを防止するため、コピー終了後は、クリアボタンか余熱ボタンを押します。 (ウ) 文書等は、プリントアウトの際に設定内容を必ず確認してから印刷します。 (エ) ファックスの形式的な送信票を削減し、可能な限り文書の余白に受信者等の通知概要を記載し送信します。 (オ) 資料などは、簡素化を図り、部数やページ数を最小限にします。 (カ) 電子メール等を活用した各種照会・申請等を行い、会議等にはパソコンを持参し、ペーパーレス化を図ります。

	取 組 内 容
再 使 用	(ア) ミスコピー用紙等のストック場所を設置し、裏面が利用できる用紙を確保します。 (イ) 使用済み封筒は再利用します。
購 入 の 配 慮	(ア) 紙は、古紙配合率の高い製品を積極的に購入します。 (配合率 70%かつ白色度 70%以下) (イ) トイレトパーパーは、古紙配合率の高い、シングル巻きで芯無しタイプの製品を利用します。

⑥ グリーン購入の推進

	取 組 内 容
環 境 へ の 配 慮	(ア) 文具、事務機器、事務用品等は、原則として、「エコマーク」や「グリーンマーク」が表示されているものか同等の製品を購入します。 (イ) 電気製品の購入に当たっては、「国際エネルギースターマーク」や「省エネ性マーク（緑）」のついている省エネルギー型の機器を導入します。 (ウ) 公用車の更新時には、環境への負荷が少ない自動車（低排気ガス車、ハイブリッド車、電気自動車等）を導入します。

⑦ 公共事業における環境負荷の軽減

	取 組 内 容
建 築 設 計 ・ 施 工	(ア) 省エネ・省資源に徹した工法に努めます。 (イ) 再生木材の使用等再生資源やリサイクルが可能な資材の利用に努めます。 (ウ) インバーター式蛍光灯、LED 蛍光灯などの省エネ型照明機器の導入に努めます。 (エ) 階段、事務室、トイレなどへの自然光の取り入れに努めます。 (オ) 節水設備（感知式洗浄弁、自動水洗等）の導入に努めます。 (カ) 敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化、壁面緑化に努めます。
廃 棄 物	(ア) 廃棄物の発生を抑制するような計画、設計を行います。 (イ) 請負業者へ建設副産物の減量化、再利用、資源化を指導します。

第6章 計画の推進と点検・評価体制

1 推進・点検・評価体制

南九州市地球温暖化防止活動実行委員会（以下「委員会」という。）を中心として、実行計画を推進するとともに、計画の実効性を高めるために、委員会に推進部会を置き、全庁的な取組を推進します。

また、委員会では、毎年度の取組状況や温室効果ガスの総排出量を全庁的に調査し、点検・評価を行います。

南九州市地球温暖化防止活動実行委員会

	構 成	役 割
実 行 委 員 会	委員長 （副市長） 副委員長 （市民生活課長） 委 員 ・ 総務課長 ・ 財政課長 ・ 企画課長 ・ 福祉健康課長 ・ 農政課長 ・ 建設課長 ・ 教育総務課長 ・ 社会教育課長 ・ まちづくり推進課長 ・ 額賀支所長 ・ 川辺支所長	・ 計画の策定、見直し及び推進 ・ 全庁的な推進、点検、見直し ・ 計画の進捗管理
推 進 部 会	推 進 部 員 （関係部署の係長等 18名以内）	・ 計画の進捗調査 ・ 所属内における計画の周知、取組の督促 ・ 取組状況の点検、評価

2 職員に対する研修等

研修会や会議の開催、情報の提供、職場の二酸化炭素削減に向けての職員提案による募集等を行います。

3 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況及び点検・評価結果を広報紙、ホームページ等により公表します。

参考資料

地球温暖化防止実行計画 施設一覧

No	施設名称, 事務事業名称	所管課名	R6追加施設
1	南九州市役所顚娃庁舎	総務課	
2	南九州市役所知覧庁舎	総務課	
3	南九州市役所川辺庁舎	総務課	
4	田代工業団地水源地	財政課	
5	旧浮辺小学校	財政課	
6	旧松原小学校	財政課	
7	旧別府中学校	財政課	
8	旧青戸中学校	財政課	
9	知覧平和公園食堂(1F)	財政課	
10	JR西顚娃駅	企画課	
11	三本松工業団地	企画課	
12	旧長谷小学校	企画課	
13	平和公園前電光掲示板	企画課	
14	タノカミステーション	企画課	○
15	旧田代小学校	まちづくり推進課	
16	旧神殿小学校	まちづくり推進課	
17	郡地区公民館	まちづくり推進課	
18	宮脇地区公民館	まちづくり推進課	
19	栗ヶ窪地区公民館	まちづくり推進課	
20	御領地区公民館	まちづくり推進課	
21	別府地区公民館	まちづくり推進課	
22	上別府地区公民館	まちづくり推進課	
23	手養校区公民館	まちづくり推進課	
24	知覧校区公民館	まちづくり推進課	
25	中福良校区公民館	まちづくり推進課	
26	浮辺校区公民館	まちづくり推進課	
27	霜出校区公民館	まちづくり推進課	
28	松山校区公民館	まちづくり推進課	
29	松ヶ浦校区公民館	まちづくり推進課	
30	大丸校区公民館	まちづくり推進課	
31	勝目校区公民館	まちづくり推進課	
32	川辺校区公民館	まちづくり推進課	
33	高田校区公民館	まちづくり推進課	
34	田代校区公民館	まちづくり推進課	
35	神殿校区公民館	まちづくり推進課	
36	市民交流センターひまわり館	まちづくり推進課	
37	顚娃分団車庫・詰所	防災安全課	○
38	宮脇分団車庫・詰所	防災安全課	○
39	栗ヶ窪分団車庫・詰所	防災安全課	○
40	御領分団車庫・詰所	防災安全課	○

No	施設名称, 事務事業名称	所管課名	R6追加施設
41	石垣分団車庫・詰所	防災安全課	○
42	水成川分団車庫・詰所	防災安全課	○
43	大川分団車庫・詰所	防災安全課	○
44	松原分団車庫・詰所	防災安全課	○
45	青戸分団車庫・詰所	防災安全課	○
46	青戸分団新牧車庫・詰所	防災安全課	○
47	手蓑分団車庫・詰所	防災安全課	○
48	手蓑分団前岳車庫	防災安全課	○
49	知覧中央分団車庫・詰所	防災安全課	○
50	永里分団拠点施設	防災安全課	○
51	霜出分団拠点施設	防災安全課	○
52	浮辺分団拠点施設	防災安全課	○
53	松山分団拠点施設	防災安全課	○
54	塩屋分団拠点施設	防災安全課	○
55	川辺中央分団拠点施設	防災安全課	○
56	川辺中央分団田部田車庫	防災安全課	○
57	川辺中央分団永田車庫	防災安全課	○
58	南区分団拠点施設	防災安全課	○
59	南区分団宮車庫	防災安全課	○
60	南区分団本別府車庫	防災安全課	○
61	東区分団拠点施設	防災安全課	○
62	東区分団田代車庫	防災安全課	○
63	東区分団両添車庫	防災安全課	○
64	東区分団小野今田車庫	防災安全課	○
65	北区分団拠点施設	防災安全課	○
66	北区分団神殿車庫	防災安全課	○
67	北区分団野間車庫	防災安全課	○
68	北区分団清水車庫	防災安全課	○
69	勝目分団拠点施設	防災安全課	○
70	勝目分団東車庫	防災安全課	○
71	大丸分団拠点施設	防災安全課	○
72	大丸分団車庫・詰所	防災安全課	○
73	知覧特攻平和会館	知覧特攻平和館	
74	湊橋灯籠(街路灯)	知覧特攻平和館	
75	南九州市顚娃歴史民俗資料館	文化財課	
76	ミュージアム知覧	文化財課	
77	顚娃浄楽苑	市民生活課	
78	川辺火葬場	市民生活課	
79	川辺清掃センター	市民生活課	
80	顚娃ごみステーション	市民生活課	○

No	施設名称, 事務事業名称	所管課名	R6追加施設
81	知覧ごみステーション	市民生活課	
82	川辺ごみステーション	市民生活課	○
83	南九州市頴娃保健センター	福祉健康課	
84	南九州市知覧保健センター	福祉健康課	
85	南九州市川辺保健センター	福祉健康課	
86	えい別府温泉センター	福祉健康課	
87	えい中央温泉センター	福祉健康課	
88	知覧温泉センター	福祉健康課	
89	ふれあいセンターわくわく川辺	福祉健康課	
90	地域子育て交流館「みんなのお家」	こども未来課	
91	頴娃老人福祉センター	長寿介護課	
92	知覧老人福祉センター	長寿介護課	
93	南九州市頴娃農村婦人の家	農政課	
94	南九州市頴娃特産品開発研究センター	農政課	
95	南九州市知覧農産物処理加工施設	農政課	
96	南九州市川辺農業構造改善センター	農政課	
97	南九州市頴娃農業開発研修センター	農政課	
98	知覧農業振興センター	農政課	
99	知覧特攻物産館	農政係	○
100	さつまいもとお茶の館 知覧の里	農政係	○
101	畑の郷水土利館	耕地林務課	
102	その他燃料(農道管理)頴娃	耕地林務課	
103	ふれあい保全活動促進施設ふれあい交流館	耕地林務課	
104	霜上げんき館	耕地林務課	
105	熊ヶ谷放牧場	畜産課	
106	青木放牧場	畜産課	
107	南九州市頴娃漁村センター	商工観光課	
108	お茶街道ゆとり館	商工観光課	
109	旧観光案内所	商工観光課	
110	南九州市営[知覧]駐車場河上駐車場他	商工観光課	
111	大川交流トイレ	観光交流係	○
112	前原海岸公衆トイレ	観光交流係	○
113	アドベンチャーパーク森のかわなべ	観光交流係	○
114	サイクルポート	観光交流係	○
115	その他燃料(市道管理)頴娃	建設課	
116	その他燃料(市道管理)知覧	建設課	
117	その他燃料(市道管理)川辺	建設課	
118	瀬平公園・番所公園・戸柱公園等	都市政策課	
119	大野岳水道施設	都市政策課	
120	頴娃運動公園	都市政策課	

No	施設名称, 事務事業名称	所管課名	R6追加施設
121	潁娃運動公園外灯	都市政策課	
122	潁娃運動公園グリーン広場	都市政策課	
123	潁娃農業者トレーニングセンターテニスコート	都市政策課	
124	南九州市知覧平和公園運動施設	都市政策課	
125	南九州市二松台公園運動施設	都市政策課	
126	知覧平和公園	都市政策課	
127	西塩屋公園	都市政策課	
128	松山マザーパーク	都市政策課	
129	南部マザーパーク	都市政策課	
130	麓公園	都市政策課	
131	松ヶ浦シーサイドパーク	都市政策課	
132	霜出マザーパーク	都市政策課	
133	立山ポケットパーク	都市政策課	
134	知覧平和公園街路灯	都市政策課	
135	南九州市諏訪運動公園(都市計画)	都市政策課	
136	諏訪グラウンド外灯	都市政策課	
137	塘之池公園	都市政策課	
138	稲荷町住宅団地公園	都市政策課	
139	両添公園	都市政策課	
140	道路維持(都市計画)	都市政策課	
141	夢・風の里アグリランドえい	都市政策課	
142	知覧テニスの森公園	都市政策課	
143	オートキャンプ森のかわなべ	都市政策課	
144	岩屋公園	都市政策課	
145	知覧上水道水源地等	水道課	
146	潁娃上水道水源地等	水道課	
147	川辺上水道水源地等	水道課	
148	知覧中央浄化センター	水道課	
149	垂水浄化センター	水道課	
150	川辺東部地区農業集落排水終末処理場	水道課	
151	瀬世上地区処理場	水道課	
152	南九州市立潁娃幼稚園	教育総務課	
153	南九州市立潁娃小学校	教育総務課	
154	南九州市立宮脇小学校	教育総務課	
155	南九州市立栗ヶ窪小学校	教育総務課	
156	南九州市立九玉小学校	教育総務課	
157	南九州市立別府小学校	教育総務課	
158	南九州市立青戸小学校	教育総務課	
159	南九州市立潁娃中学校	教育総務課	
160	南九州市立知覧幼稚園	教育総務課	

No	施設名称, 事務事業名称	所管課名	R6追加施設
161	南九州市立知覧小学校	教育総務課	
162	旧手菱小学校	教育総務課	
163	南九州市立中福良小学校	教育総務課	
164	南九州市立霜出小学校	教育総務課	
165	南九州市立松山小学校	教育総務課	
166	南九州市立松ヶ浦小学校	教育総務課	
167	南九州市立知覧中学校	教育総務課	
168	南九州市立川辺小学校	教育総務課	
169	南九州市立高田小学校	教育総務課	
170	南九州市立清水小学校	教育総務課	
171	南九州市立勝目小学校	教育総務課	
172	南九州市立大丸小学校	教育総務課	
173	南九州市立川辺中学校	教育総務課	
174	穎娃御領体育館	教育総務課	
175	コミュニティセンター穎娃文化会館	社会教育課	
176	コミュニティセンター知覧文化会館	社会教育課	
177	コミュニティセンター川辺文化会館	社会教育課	
178	穎娃図書館	社会教育課	
179	知覧図書館	社会教育課	
180	穎娃農業者トレーニングセンター体育館	保健体育課	
181	青戸ナイター	保健体育課	
182	別府ナイター	保健体育課	
183	穎娃農業者トレーニングセンター水泳プール	保健体育課	
184	南九州市知覧体育館	保健体育課	
185	南九州市知覧武道館	保健体育課	
186	南九州市B&G海洋センタープール	保健体育課	
187	南九州市B&G海洋センター艇庫	保健体育課	
188	南九州市諏訪運動公園(保健体育)	保健体育課	
189	南九州市立学校給食センター	学校給食センター	
190	公用車	該当課	

南薩地区衛生管理組合（※共同策定）

No	施設名称, 事務事業名称	R6追加施設
1	知覧最終処分場	○

参考資料

○南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱

平成22年3月2日

告示第37号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、南九州市地球温暖化防止実行計画（以下「計画」という。）を策定し、この計画に従った事務事業の推進を図るため、南九州市地球温暖化防止活動実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、市民生活課長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務課長
 - (2) 財政課長
 - (3) 企画課長
 - (4) まちづくり推進課長
 - (5) 福祉健康課長
 - (6) 農政課長
 - (7) 建設課長
 - (8) 教育総務課長
 - (9) 社会教育課長
 - (10) 颯娃支所長
 - (11) 川辺支所長

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(推進部会)

第5条 委員会に推進部会を置く。

- 2 推進部会は、計画の進捗管理について調査し、委員会に報告する。
- 3 推進部会は、委員長が職員の中から任命した部員18名以内で組織する。
- 4 部会長は、部員の中から部員の互選により選出する。
- 5 部会長は、会務を総理する。

6 推進部会の会議は、必要に応じ委員長の命を受け部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月12日告示第181号)

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月10日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月4日告示第183号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日告示第33号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日告示第47号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第76号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

地球温暖化係数、各活動の排出係数一覧

1 地球温暖化係数（温対法施行令第4条）

温室効果ガス	係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	298

2 活動種類ごとの温室効果ガス排出係数一覧（温対法施行令第3条）

調査項目		単位	二酸化炭素 （CO ₂ ）	メタン （CH ₄ ）	一酸化二窒素 （N ₂ O）
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	2.32		
	灯油	ℓ	2.49		
	軽油	ℓ	2.58		
	A重油	ℓ	2.71		
	液化石油ガス	kg	3.00		
	液化天然ガス	kg	2.70		
自動車 の走行 距離	ガソリン ・ L P G	軽自動車	km	0.0000100	0.0000220
		軽貨物車	km	0.0000110	0.0000220
		小型・普通乗用車	km	0.0000100	0.0000290
		小型貨物車	km	0.0000150	0.0000260
		普通貨物車	km	0.0000350	0.0000390
		バス	km	0.0000350	0.0000410
		特殊用途車	km	0.0000350	0.0000350
	軽油	小型・普通乗用車	km	0.0000020	0.0000070
		小型貨物車	km	0.0000076	0.0000090
		普通貨物車	km	0.0000150	0.0000140
		バス	km	0.0000170	0.0000250
		特殊用途車	km	0.0000130	0.0000250

3 電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数

	単位	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
九州電力 株式会社	kg-CO2/kWh	0.612	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438
電源構成 (単位:%)	原子力	0	0	0	10	14	16
	石炭	31	34	32	31	31	29
	L N G	36	37	39	32	33	31
	石油	21	18	15	8	3	3
	太陽光	-	-	-	8	9	11
	再エネ	-	-	-	6	5	5
	水力	8	6	7	3	4	4
	その他	4	5	7	2	1	1

